

令和2年2月27日

関係各位

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部介護保険課担当)

令和2年4月30日有効期限の更新申請者の臨時的取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)に基づき、本市においては、令和2年4月30日有効期限の要介護認定者の有効期限につきまして、次のとおり取扱いいたします。

- 令和2年4月30日有効期限の要介護認定者で更新申請手続きを行った者については令和2年7月31日までの3か月間は、現行の要介護度を延長することとします。
そのため、要介護認定調査の実施及び意見書の徴収はいたしません。
- 今回、臨時的取扱いを行った者については、従来の令和2年7月31日切れ認定者と同様の更新申請が必要となります。
- この取扱いに伴う、被保険者証の発行はいたしません。保険証返却時に添付されている「要介護(要支援)認定に関する受理証について」を確認してください。
- この取扱いは、令和2年4月30日有効期限の対象者のみとし、新規申請、区分変更申請者につきましては従来どおりの対応とさせていただきます。

なお、有効期限延長に伴う介護報酬請求につきましては、以下の点にご注意ください。

- 令和2年5月提供分～令和2年7月提供分の請求の際の認定有効期間については、「令和2年5月1日～令和2年7月31日」としてください。
- ケアプランの取扱いについて、本通知に伴い要介護度が延長となる方のうち、5月以降のサービス内容に変更を要しない場合は、今回に限り軽微な変更として現行ケアプランの期間を令和2年7月31日まで延長する取扱いを可能とします。

この取扱いは、旭川市被保険者で、市内もしくは近郊に在住している者のみとします。

問合せ先

認定申請に関しては 介護認定係 電話 25-5355
介護報酬請求に関しては 管理給付係 電話 25-6485